

平成 23 年度 東京大学大学院教育学研究科長期履修学生制度への申請について

東京大学大学院教育学研究科規則第 4 条の 2 に基づく「長期履修学生制度」への申請を希望する者は、以下により手続きしてください。

1 対象者の定義

- (1) 官公庁・企業等に在職している者（給与の支給を受け、職務を免除されている者を除く。）や自ら事業を行っている者などフルタイムの有職者を対象とするほか、アルバイトやパートタイムに従事する者についても、適用を除外するものではない。ただし、修学に影響を与えない範囲での軽微なアルバイトやパートタイムに従事する者については、適用は認められない。
- (2) 出産、育児又は親族の介護を行う必要がある者を対象とする。
なお、親族の介護の範囲については、「学生の休学の基準」及び「学生の休学の基準に関する要介護者及び社会に貢献する活動の範囲について」を準用する。
- (3) 視覚、聴覚、肢体その他の障害があるため長期にわたり修学に相当な制限を受けると認められる者を対象とする。

2 申請

長期履修学生制度に申請できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

ただし、(2) については、上記 1 の「対象者の定義」の (2) 又は (3) に限り該当するものとする。

- (1) 平成 23 年 4 月に本研究科に入学（進学を含む）した者
- (2) 既に本研究科に在学し、原則として、在学期間（休学期間を除く）が修士課程では 1 年未満、博士課程では 2 年未満である者

3 長期履修学生制度の各種手続き

(1) 申請手続き

長期履修学生への申請手続きは、様式「長期履修願」により、指導教員及びコース主任の承認を受けて、研究科長に願い出るものとする。

(2) 申請期限及び提出先

平成 23 年 4 月から長期履修の開始を希望する者は、平成 23 年 4 月 13 日（水）までに下記「7 書類提出・問い合わせ先」に「長期履修願」を提出すること。

(3) 許可

長期履修学生の許可は、就業、出産、育児又は介護の形態や計画、障害の程度や状態又はリハビリテーションの状況、履修計画を学務委員会において十分に審査の上、教育会議の議を経て、研究科長が行う。

(4) 期間の変更申請

長期履修学生として許可された者が、長期履修の期間を変更する必要がある場合は、研究科長に願い出るものとする。

(5) 期間の変更許可

長期履修の期間の変更許可は、学務委員会で審査の上、教育会議の議を経て研究科長が行う。

4 長期履修の開始時期

長期履修の開始時期は、原則として、学年の初めとし、学年の中途から開始することはできない。

5 長期履修学生に係る授業料の額

長期履修学生に係る授業料の額は、「東京大学における検定料、入学科及び授業料等の費用に関する規則」によるものとする。

6 注意事項

長期履修について、東京大学大学院学則第 27 条 2 項に定める在学年限（修士：4 年、博士：6 年）を超えて計画することはできない。

7 書類提出・問い合わせ先

東京大学大学院教育学研究科学生支援チーム

Tel: 03-5841-3908

Email: gakuseishien@p.u-tokyo.ac.jp